

# 安芸高田市水道事業業務委託

## 基本仕様書

広島県水道広域連合企業団  
安芸高田事務所



## 第1章 用語の定義

### (用語の定義)

第1条 本契約において使用する用語の定義は次のとおりである。

- 一 「甲」とは、委託者である広島県水道広域連合企業団 安芸高田事務所をいう。
- 二 「乙」とは、安芸高田市水道事業業務委託の受託者をいう。
- 三 「本業務」とは、甲と乙が契約締結する安芸高田市水道事業業務委託をいう。
- 四 「基本仕様書」とは、この契約締結について甲と乙が相互に確認し、本業務を円滑に実施するために必要な諸条件を定めたものであり、この契約においてその効力を発揮する。
- 五 「要求水準」とは、契約締結に関する甲及び乙が合意した、甲が乙に要求する本業務における業務の水準をいい、その内容は特記仕様書に定める。
- 六 「本件施設」とは、特記仕様書に示す安芸高田市水道事業の水道施設をいう。
- 七 「委託業務」とは、この契約に基づき、乙が甲に提供する本件施設の運転管理及び維持管理のサービスをいう。
- 八 「既存施設等」とは、本件施設、附属設備及び本件施設内の甲の所有に係る消耗品・備品、図書その他の物品をいう。
- 九 「委託期間」とは、乙がこの契約に基づき、委託業務を実施する期間をいう。
- 十 「委託年度」とは、委託期間中における4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。
- 十一 「契約発効日」とは、この契約について甲と乙が合意し、本業務の契約書に記名押印した日をいう。
- 十二 「業務開始日」とは、令和8年4月1日をいう。
- 十三 「契約金額」とは、安芸高田市水道事業業務委託契約書に記載の額をいう。
- 十四 「委託料」とは、委託業務の対価として、甲が乙に支払う金銭をいう。
- 十五 「簡易な補修」とは、本件施設の機能を維持するための部品の交換・調整等、特殊技術・特殊工具を使用しない補修をいう。
- 十六 「業務計画書」とは、年間維持管理計画書、月間維持管理計画書、水道施設管理マニュアル、危機管理対応マニュアルをいう。
- 十七 「年間維持管理計画書」とは、委託期間における業務計画をいう。
- 十八 「月間維持管理計画書」とは、月毎における業務計画をいう。
- 十九 「水道施設管理マニュアル」とは、委託期間を通じて運転管理業務並びに保全管理業務の原則、方法、手順などを定めた計画書をいう。
- 二十 「危機管理対応マニュアル」とは、委託期間を通じて緊急事態が生じた場合の対応の原則、方法、手順などを定めた計画書をいう。
- 二十一 「改善計画書」とは、業務実施上改善の必要があると認められる改善方法について、方法、手順などを定めた計画書をいう。
- 二十二 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、第三者の行為その他の自然的又は人為的な現象のうち、通常の予見可能な範囲外のものをいう。
- 二十三 「性能」とは、甲又は乙が委託期間を通じて義務を負う水圧、水量、水質その他の性能をいう。

- 二十四 「性能保証」とは、甲又は乙が委託期間を通じて義務を負う性能について保証することという。
- 二十五 「業務統括責任者」とは、委託業務実施上の管理を行うため、水道法に基づく水道技術管理者の資格を有する乙の代理人をいう。
- 二十六 「著作物」とは、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項1号に規定する著作物及び著作権法第10条第1項9号に規定するプログラム、著作権法第12条の2に規定するデータベースをいう。
- 二十七 「著作権」とは、著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。
- 二十八 「特許権等」とは、特許権、実用新案権、商標権その他日本国の法令及び国際法に基づき保護される第三者の権利をいう。
- 二十九 「サービス水準」とは、本仕様書、特記仕様書、年間業務計画書に記載したサービスをいう。
- 三十 「サービス水準の未達」とは、サービス水準から逸脱し、その水準に達していないことをいう。
- 三十一 「再改善計画書」とは、変更又は再提出した改善計画書をいう。
- 三十二 「原水」とは、本件施設に取水する地下水若しくは表流水又は湧水で、甲が確保し、乙が処理すべき水源をいう。
- 三十三 「浄水水質」とは、本件施設で原水を処理し、需要者へ給水される水道水の水質をいう。
- 三十四 「管理拠点」とは、本件施設を管理するための事務施設をいう。

## 第2章 一般条項

### (言語)

第2条 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

| 5

### (通貨)

第3条 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

### (計量単位)

第4条 この契約に関して甲乙間で用いる計量単位は、特に定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

### (期間の計算)

第5条 この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）の定めるところによるものとする。

### (時刻)

第6条 この契約の履行に関して甲乙間で用いる時刻は日本標準時とする。

### (準拠法)

第7条 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

### (調停)

第8条 この契約に係る訴訟の提起又は調停（甲乙協議の上選任される調停人が行うものを除く）の申し立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

### (責任負担)

第9条 この契約における水質管理責任は、次の各号によるものとする。

- 一 本項第二号に掲げる以外は甲がその責めを負うものとする。
- 二 本件施設又は、管末水質については乙がその責めを負うものとする。
- 2 その他甲乙の基本的な責任負担は、本契約の別紙1に定めるものとする。

### (指示等)

第10条 甲は、公的責務を果たすため必要と認めたときは、当該業務に関する指示を乙に対して行うことができる。この場合、乙は、当該指示に従い当該業務を行わなければならない。

### (委託業務の手段)

第11条 乙は、特に定めのある場合又は前項の指示若しくは甲乙協議がある場合を除き、委託業務の実施に必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

| 6

#### (秘密の保持)

第 12 条 甲及び乙は、この契約の実施に関して知り得た相手方の秘密を自己の役員及び従業員並びに自己の代理人、事業者に対して融資を行う者以外の第三者に漏らし、この契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、法令に基づく場合及び次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除外されるものとする。

- 一 既に公知の情報
  - 二 乙の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
  - 三 乙が独自に開発した情報
  - 四 正当な権利を有する第三者から何らかの秘密保持義務を課されることなく受領した情報
- 2 甲及び乙は、前項に規定する義務を履行する為、秘密情報についての必要な措置を講じるものとする。秘密情報の扱い方法については、甲乙協議のうえこれを定める。

#### (書面主義)

第 13 条 この基本仕様書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急又はやむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 甲及び乙は、この基本仕様書その他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

#### (契約の保証)

第 14 条 乙は、この契約締結と同時に、甲に契約保証金を納付すること。ただし、次の各号の一つに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

- 一 この契約による債務の不履行により生じる損害を付保する、甲を被保険者とする履行保証保険契約の締結。この場合、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証書を甲に寄託すること。
  - 二 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行の保証
- 2 前項の契約保証金の額は、契約金額の 10 分の 1 以上としなければならない。
- 3 委託料の変更があった場合には、契約保証金の額が変更後の契約金額の 10 分の 1 に達するまでは、甲の保証の額の増額を請求することができ、乙は保証の額の減額を請求することができる。
- 4 広島県水道広域連合企業団契約規程第 4 条の規定に該当するときは、契約保証金を免除する。

1 7

#### (契約の譲渡等)

第 15 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させ  
てはならない。ただし、甲の事前の承諾がある場合は、この限りではない。

2 乙は、既存施設等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的と  
してはならない。

#### (著作物の使用等)

第 16 条 甲は、乙が業務委託の実施に当たって作成する著作物について、乙が承諾した  
場合には、当該著作物を利用することができます。この場合、著作物の使用に際  
し、著作権使用料の支払いは免除されるものとする。

#### (特許権等の使用)

第 17 条 乙は、特許権等の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に關  
する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその履行方法を指定した  
場合において、特許権等の対象物である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を  
知らなかつたときは、甲は、乙がその使用に關して要した費用を負担しなければ  
ならない。

### 第3章 委託業務の範囲に関する条項

#### (目的)

第 18 条 本契約は、甲が給水対象となる住民に対し、良質で安全な飲料水を安定して供給するため、委託業務について水道法(昭和32年6月15日法律177号。以下「法」という。)第24条の3に基づき、技術力、経営基盤、受託水道業務技術管理が設置できる民間事業者に委託することにより、経済的な運転維持管理を確保するほか、水道の安定供給の確保と住民サービスの向上を図ることを目的とする。

#### (本業務の概要)

第 19 条 乙は、本件施設について、委託期間にわたる運転及び維持管理を行う。  
2 乙は、業務計画に従って本業務を遂行しなければならない。

#### (委託期間)

第 20 条 委託期間は、令和8年4月1日の0時00分から令和12年3月31日の24時00分までとする。

#### (委託業務の内容)

第 21 条 甲は、委託業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。  
2 本件施設の委託業務及びその他関連業務は、次の各号とする。

##### ①水道施設管理業務

- 一 運転管理業務（水量・水圧・水質管理等）
- 二 保全管理業務（保守点検・修繕等）
- 三 管路維持管理業務
- 四 水質検査業務
- 五 調達管理業務
- 六 安全管理業務

##### ②給水装置関連業務

- 一 図面閲覧・窓口対応業務
- 二 窓口相談並びに設計事前相談業務
- 三 工事申請受付業務
- 四 設計審査業務
- 五 取り出し工事業務
- 六 工事検査業務
- 七 量水器管理業務
- 八 台帳整理・管理業務

##### ③水道料金関連業務

- 一 窓口・受付業務
- 二 開栓・閉栓・精算業務
- 三 検針業務
- 四 調定・更生業務

- 五 収納業務
- 六 滞納整理業務
- 七 給水停止業務
- 八 電子計算処理業務
- 九 各種資料作成業務

- 3 本件施設の保守管理業務は次の各号とし、特記仕様書に示す要求水準を達成すること。

  - 一 水道施設の保守点検
  - 二 決められた範囲内での修繕業務及び突発修繕及び簡易な補修
  - 三 施設の保守管理
  - 四 構造物及び建築物の清掃などの衛生管理
  - 五 消防設備・自家用電気自主点検業務

- 4 本件施設の緊急時対応及び臨機の措置
- 5 前3項に規定する委託業務内容及び第9条第2項に規定する責任負担との間に齟齬が生じた場合は、特記仕様書の規定が優先するものとする。

(法令の遵守等)

第22条 乙は、関係法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意を以って、委託業務を実施しなければならない。

(業務の実施体制)

第23条 本業務における実施体制は次のとおりとする。

- 一 乙が実施する本件施設の運転管理及び維持管理は、乙の計画によるものとする。なお、指定する施設については、24時間警報監視体制を確保するものとする。
- 二 乙は、業務統括責任者を置く。
- 三 甲は、委託業務を監督する管理責任者を置く。
- 四 乙は、委託業務の各業務別に実施上の管理をつかさどる業務責任者を置くとともに、委託業務の履行に必要な従業員等を置く。
- 五 本業務における管理拠点を市内の適切な場所に置く。

(受託水道業務技術管理者)

第24条 乙は、甲から委託業務を受託するにあたり、法第24条の3第3項に定める受託水道業務技術管理者を1名以上置くのもとする。

- 2 乙は、受託水道業務技術管理者、業務責任者並びに従業員等を定めたときは、書面によりその氏名及び所有する資格を甲に通知しなければならない。変更も同様とする。
- 3 甲は、第1項の受託水道業務技術管理者の氏名、乙の氏名及び本契約の内容などの必要事項を広島県知事に届け出るものとする。
- 4 受託水道業務技術管理者は、第26条に規定する業務統括責任者を兼ねることができる。
- 5 受託水道業務技術管理者は、法第19条第2項のうち、特記仕様書に定める水道

の技術上の事務を行うものとする。

6 第2項の通知は、業務開始日の14日前までに甲に到達すること。

(管理責任者)

第25条 甲は、第23条第三号に基づき管理責任者を置いたときは、その氏名を乙に通知する。管理責任者を変更したときも同様とする。

2 管理責任者は、本契約の他の条項に定めるもの及び本契約に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて管理責任者に委任したもののが、次に掲げる権限を有する。

- 一 甲の公的責任を果たす上で必要な乙又は、乙の業務統括責任者に対する業務に関する指示
  - 二 本仕様書、特記仕様書の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
  - 三 委託業務の履行に関する乙又は乙の業務責任者との協議
  - 四 委託業務の進捗の確認、照合その他契約の履行状況の調査及び改善通告
  - 五 モニタリングの実施及び通知
- 3 前項の規定に基づく指示又は承諾は、原則として書面により行わなければならない。
- 4 本基本仕様書に定める書面の提出は、管理責任者を経由して行うものとする。この場合においては、管理責任者に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。
- 5 第1項の通知は業務開始日の14日前までに乙に到達すること。

(業務統括責任者)

第26条 乙は、第23条第四号に基づき業務統括責任者を置いたときは、その氏名及びその他必要な事項を甲に通知する。業務統括責任者を変更したときも同様とする。

2 業務統括責任者は、委託業務の履行に関し業務の管理及び統轄を行うほか、委託料の変更、運営期間の変更、委託料の請求及び受領、第56条の請求の受理、第57条の請求、通知の受理並びにこの契約の解除に係わる権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

3 乙は、前項の規定にかかわらず自己の有する権限のうち、これを業務統括責任者に委任せし自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

4 乙は、業務統括責任者の職務を代務するもの（以下「代務者」）を置くことができる。氏名及びその他必要な事項を甲に通知する。代務者を変更したときも同様とする。

5 第1項及び前項の通知は、業務開始日の14日前までに甲に到達すること。

(既設施設等の確認及び使用)

第27条 甲及び乙は、令和8年4月1日から5開庁日以内において、既存施設等の性状、規格、機能、数量、その他の内容（以下「既存施設の内容」という。）について、双方立会いの上、確認するものとする。

- 2 乙は、委託業務の実施のため、既存施設等を使用することができる。この場合、事前に使用許可申請書を甲に提出し、許可を受けるものとする。
- 3 本契約に従い乙が調達する義務を負うものを除き、甲は乙による委託業務遂行に当たって必要な施設、機材その他乙が合理的に要求するものを乙に無償貸与又は支給する。また甲は、委託業務を安全かつ平穏に行うために必要な措置を講じるものとする。
- 4 乙は、既存施設等について善良なる管理者の注意を以ってこれを使用し、又は保存、若しくは保管しなければならない。
- 5 甲が本件施設の機能・性能に関する責めを負うときは、第1項を適用しない。

(貸与品等)

- 第28条 委託業務実施に際し、前条第3項に基づき甲が無償で乙に貸与し、又は支給する物品（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、引渡場所及び引渡時期は特記仕様書に定めるところによる。
- 2 前項に基づき甲が乙に貸与し、又は支給する貸与品等につき、甲は乙に所有権を与えるものではない。
  - 3 乙は、貸与品等の引渡を受けたときは、引渡の日から14日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
  - 4 乙は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
  - 5 乙は、本契約に定めるところにより、業務の完了、この契約の解約、変更等により不要となった貸与品等を速やかに返還しなければならない。
  - 6 乙は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは現状に修復して返還しなければならない。

(管理拠点の自主管理)

- 第29条 乙は、拠点施設を使用するに当たり、責任をもって維持管理しなければならない。
- 2 乙は、使用期間中汚損等があった場合は、乙の負担において復旧しなければならない。
  - 3 管理拠点施設の使用に伴う光熱水費は無償とするが、その使用に当たっては節約に努めなければならない。

(業務計画書の策定)

- 第30条 乙は、委託業務の実施のため、本仕様書及び特記仕様書に基づき、次条から第33条まで、及び第55条第2項に定めるところにより業務計画書を策定しなければならない。

(業務計画書)

- 第31条 乙は、契約締結日より14日以内に、委託業務の実施に関する基本的な重要事項を定めた業務計画書を策定し、甲の承諾を得なければならない。
- 2 前項の業務計画書は、業務開始日（令和8年4月1日）から業務期間の終了日

（令和 12 年 3 月 31 日）までの期間を対象とする。

- 3 乙は、業務計画書について甲の承諾を得たときは、速やかに着手届けを甲に提出すること。

（年間維持管理実施計画書及び月間維持管理実施計画）

- 第 32 条 乙は、当該委託年度の開始 1 ヶ月前までに、当該委託年度における具体的な業務実施の詳細を定めた年間維持管理実施業務計画書を策定し、甲の承諾を得なければならない。
- 2 乙は、毎月末に翌月の月間維持管理実施計画を作成し、甲の承諾を得なければならない。
- 3 年間業務計画書及び月間維持管理実施計画は、業務計画書に基づき策定するものとする。
- 4 業務開始の年度については、第 1 項の「当該委託年度の開始前までに」とあるのを「業務計画書の甲の承諾を受けた日の翌日から 30 日以内までに」と読み替え、本条を適用する。

（水道施設管理マニュアル）

- 第 33 条 乙は、契約締結日の翌日から 60 日以内に、水道施設管理業務のうち運転管理業務（水量管理、水圧管理、水質管理）、並びに保全管理業務（保守点検のみ）に関する技術的な運用方法を定めた「水道施設管理マニュアル」を作成し、甲の承諾を得なければならない。なお広島県水道広域連合企業団維持管理基準を満足すること。
- 2 本業務は、広島県水道広域連合企業団水道施設維持管理基準に基づき、点検計画を策定し、基準書に定めた様式を用いて記録を整備・保存すること。必要に応じて補助点検様式を使用することができ、当該補助様式は受託者が作成してもよいものとする。
- 2 乙は、前項の水道施設管理マニュアルを必要に応じて適宜改訂し、万全を図らなければならない。
- 3 乙は、前項の改訂を行なったときは、速やかに甲に届出てその承諾を得なければならない。

（危機管理対応マニュアル）

- 第 34 条 乙は、契約締結日の翌日から 60 日以内に、停電、薬品の漏洩、機器の破損、場内配管の漏洩・破損、水質異常、その他の緊急事態が発生した場合におけるその対応の原則、方針、手順等を定めた緊急時対応計画書を策定し、甲の承諾を得なければならない。
- 2 乙は、前項の危機管理対応マニュアルを必要に応じて適宜改訂し、緊急事態の対応に対して万全を図らなければならない。
- 3 乙は、前項の改訂を行なったときは、速やかに甲に届出てその承諾を得なければならない。

（業務計画書の修正）

第 35 条 前3項に基づく業務計画書が不適当であると認める場合は、甲は乙に対しその変更若しくは修正又は再提出を求めることができる。

2 甲は正当な理由なくして、乙が提出した業務計画書に対する承諾を留保し、又は遅延してはならない。

| 13

#### (計画の実施に伴う費用)

第 36 条 業務計画書は、乙の責任と費用により実施されるものとする。

#### (水質検査計画書案の策定)

第 37 条 甲は、法第 20 条で定める水質検査を実施し、乙に検査結果を提供する。

2 乙は検査結果を資料に次年度の水質検査計画書（案）を策定し甲に提出すること。

3 水質検査計画書の使用権は、甲に帰属すること。

#### (施設更新等の請求)

第 38 条 本件施設の簡易な補修によりその機能が維持できないとき、若しくはその見込みがないとき、又は本件施設の補修により本件施設の機能を維持しようとすることが著しく非合理的であると認められるときは、乙は甲に対しその旨を報告し、施設の更新・改築（案）と共に施設の更新・改築を請求することができる。

2 前項の請求があったときは、甲は速やかに本件施設の現況を調査して更新の是非を判断し、その内容を乙に通知しなければならない。

3 甲は、前項の判断をするにあたり、乙の業務遂行上及び安全衛生管理上の要請を十分に配慮しなければならない。

4 第 1 項の請求があったにもかかわらず、甲が必要な施設の更新・改築を行なわなかったため、乙又は第三者に損害が生じた場合には、甲はその損害を賠償する責めを負う。ただし、乙に故意又は過失がある場合には、甲はその程度に応じて乙に対し負うべき賠償を相殺し、又は第三者に対して行なった賠償を乙に求償することができる。

#### (施設改良等)

第 39 条 委託業務を効果的又は、効率的に実施するため、乙は甲の承諾を得て、自己の責任と費用により、本件施設の一部について必要な変更又は改良を行なうことができる。

2 委託業務を効果的又は、効率的に実施するため、乙は甲の承諾を得て、自己の責任と費用により、本件施設内に必要な設備を設置することができる。

3 前項の設備を設置するときは、乙は必要最小限の範囲で本件施設に変更を加えることができる。この場合において、乙は当該変更の内容について事前に甲に通知し、その承諾を得なければならない。

4 第 2 項において、乙が本件施設に設置した設備の所有権は、乙に帰属する。

#### (改良施設の撤去等)

第 40 条 本契約が終了したときは、乙は自己の責任と費用により、速やかに前条に基づ

き変更又は改良した施設を原状に復し、設置した設備を撤去しなければならない。ただし、甲が乙に対し、別段の指示を行なった場合は、この限りではない。

#### (再委託)

- 第 41 条 次号に掲げる業務を除き、乙は甲の承諾を受けて委託業務を第三者に再委託し又は請け負わせることができる。ただし、委託業務の全部を再委託し又は請け負わせることはできない。
- 一 受託水道業務技術管理者に関する業務
  - 二 業務統括責任者に関する業務

#### (許認可)

- 第 42 条 委託業務の実施に関し、国及び地方公共団体その他関係機関への届出、許認可等が必要となる場合は、乙が自己の責任と費用によりこれを行なうこと。この場合において、甲は乙の請求により必要な協力を行なう。

#### (性能保証)

- 第 43 条 乙は甲に対して、委託期間を通じ特記仕様書に定める水量、水圧、水質及びその他の性能を達成し、これを保証する。

#### (水質異常に対する措置)

- 第 44 条 净水水質が特記仕様書の要求水準に定める水準を満たさないときは、乙は当該水準を満たすよう速やかな対応を図るとともに、甲にその状況を報告するものとする。
- 2 净水水質が法に定める水質基準を満足しない恐れがあるとき（以下「水質異常」という。）は、乙は直ちに口頭によりその旨を甲に報告し、甲及び乙はその対応を協議しなければならない。
  - 3 前項の場合において必要と認めるときは、甲は乙に対し净水処理の一部又は全部を停止すること（以下「送水停止」という。）若しくは給水停止を指示することがある。
  - 4 前項の送水停止若しくは給水停止により、第三者に損害が生じたときは、甲はその損害を賠償する責めを負う。ただし、当該送水停止若しくは給水停止に係る水質異常が、乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、相当因果関係の範囲においては乙に対し、求償することができる。

#### (渴水に対する措置)

- 第 45 条 乙は、渴水により取水井の水位及び取水量が著しく低下又は減少した場合又は、その傾向を察知した場合は、速やかに甲に報告すると共に指示を仰がなければならぬ。

#### (共同の措置)

- 第 46 条 前々条および前条において、第三者又はその他への損害を最小限にとどめるため、甲及び乙は協働して必要な措置を講ずるものとし、乙は最大限の誠意と努力を以って、甲に協力する義務を負う。
- 2 前項の乙の協力が委託業務の範囲外である場合に、追加費用が生じたときは、

甲が負担するものとする。

(臨機の措置)

第 47 条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において必要があると認めるときは、乙はあらかじめ甲の意見を聴かなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

- 2 前項の場合において、乙はそのとった措置の内容を直ちに甲に通知しなければならない。
- 3 甲は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 乙が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。

## 第4章 モニタリングに関する条項

### (業務日報の作成)

第48条 乙は業務実施の都度、業務日報を作成し、常時管理拠点に備えなければならない。

- 1 乙は、月に一回、前月の業務日報を甲に提出しなければならない。  
2 前項の業務日報の内容などは、特記仕様書に定める。

### (業務の報告)

第49条 乙は、委託業務の実施状況を正確に反映した次に掲げる業務報告書を作成しなければならない

- 一 乙は、各月の10日開庁日までに前月における月間業務報告書を甲に提出しなければならない。  
二 乙は、委託年度ごとに年間業務報告書を作成し翌年度の4月10日開庁日までに甲に提出しなければならない。

2 前項各号の報告書の内容などは、特記仕様書に定める。

### (実施状況の確認)

第50条 甲は、委託期間において自己の費用により乙が実施する委託業務の質及び内容を確保するため、次条から第53条までに定めるところにより、委託業務の実施状況を確認する。

### (日常の確認)

第51条 甲は、第48条に規定する業務日報に基づき、委託業務の実施状況を確認するものとする。

### (定期の確認)

第52条 甲は、第49条に規定する業務報告書に基づき、乙の立会いの書類確認及び現地確認その他の方法により、委託業務の実施状況を確認するものとする。

- 2 前項の確認は、業務報告書の提出を受けた日から10日以内に完了しなければならない。

### (随時の確認)

第53条 前2条によるほか、甲は必要と認めたときは、乙に対して事前に通知することなく、現地調査により、委託業務の実施状況を確認することができる。

- 2 前項の確認を実施するとき、乙はその求めに応じて甲の確認に立会い、委託業務の実施状況を説明し、又は書類を提出するなど甲に協力しなければならない。

### (改善通告)

第54条 前3条による確認の結果、サービス水準の未達が判明した場合には甲は乙に対して、その是正のため、改善措置をとることを通告するものとする。

- 2 乙は、前項の通告を受けたときは当該通告を受領した日から 10 日以内に、改善方法及び期日等の改善計画を定めた改善計画書を甲に提出するとともに、第 49 条第 1 項第一号の月間業務報告書において、その実施状況を報告しなければならない。
- 3 甲は、前項の改善計画書の内容が不十分であると認めるときは、乙に対して理由を明らかにした上で、当該改善計画書の修正を求めることができる。

(改善計画書の作成)

- 第 55 条 前条の改善計画の実施状況を確認した結果、期日までに当該サービス水準の未達が是正されなかったときは、甲は乙に対して当該改善計画書を変更し、又は再提出するよう通告するものとする。
- 2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、改善計画書の変更及び再提出の場合に準用する。
- 3 前条及び本条において、改善計画書及びその改善に係る一切の費用は、乙がこれを負担する。

(委託料の支払停止)

- 第 56 条 前条に基づき、再改善計画書に定める期日までに当該サービス水準の未達が是正されないときには、甲は乙に対して事前に書面により通知した上で、その是正が完了するまでの間、委託料の支払いを停止することができる。
- 2 前項の支払停止を行なう場合には、甲は乙に対して弁明の機会を与えなければならない。
- 3 当該サービス水準の未達が是正されたときは、甲は第 1 項に基づき支払いを停止していた委託料を速やかに乙に支払うものとする。この場合、支払いを停止していた期間に係る利息は一切付さないものとする。

(業務統括責任者等に対する措置請求)

- 第 57 条 前条に定める委託料の支払停止の他、再改善計画書に定める期日までに、当該サービス水準の未達が是正されないときは、甲は業務統括責任者又は乙の従業員若しくは第 41 条の規定により乙から業務を委任され、若しくは請け負った者及びこれら関係者の交代等に関する必要な措置を請求することができる。
- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から 10 日以内に甲に通知しなければならない。

(管理責任者に対する措置請求)

- 第 58 条 乙は、管理責任者がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、甲に対しその理由を明らかにして必要な措置を請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から 10 日以内に乙に通知しなければならない。

## 第5章 委託料に関する条項

### (委託料の額)

第 59 条 甲は乙に対して、委託料として 1,015,982,000 円（うち消費税及び地方消費税を含む）を上限として、乙から見積を徴し、交渉の後、契約書に応じて支払う。

2 前項の委託料は、委託業務を開始した日から令和 8 年 5 月 31 日までの分を第 1 回目とし、合計 24 回払いとして、部分払いを 2 か月に 1 回支払うものとする。

### (支払いの手続き)

第 60 条 乙は、第 49 条第 1 項第一号の月間業務報告書に基づき、第 50 条の実施状況の確認を受けたときには、委託料の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に委託料を支払わなければならない。

3 甲がその責めに帰すべき事由により第 52 条第 2 項の期間内に委託業務の実施状況の確認を完了しないときは、その期限を経過した日から委託業務の実施状況の確認を完了した日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

### (委託料の減額)

第 61 条 当該委託年度毎に、乙の責めに帰すべき事由により第 43 条に定める性能を達成しないときは、委託料を減額する。

2 前項の委託料の減額に関する方法、その他は特記仕様書に定めるところによる。

3 第 1 項の委託料の減額は、当該委託料の減額を行うべき事実が発生した日以降の最初の支払期において支払うべき委託料の額を減額するものとする。ただし、やむをえない事情がある場合は、当該委託料の減額を行うべき事実が発生した日以降最初の支払期の翌支払期において支払うべき委託料を減額することができる。

4 第 1 項に基づく委託料の減額を受けたことを以って、乙はその損害を賠償すべき責めを免れるものではない。

### (物価の変動に基づく委託料の額の変更)

第 62 条 甲又は乙は、委託期間内において契約締結の日から毎年 12 月を経過した後ごとに、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により委託料の額が不適当となつたと認めたときは、相手方に対して委託料の額の変更を請求することができる。

2 予期することのできない特別な事情により委託期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託料の額が著しく不適当となつたときは、甲又は乙は、委託料の額の変更を請求することができる。

3 甲又は乙は、前 2 項の請求があったときは甲と乙が協議しその額を定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め乙に通知する。

(給水量等の変動による委託料の額の調整)

第 63 条 紿水量若しくは受水量等による変動が、次の各号に該当するときは委託料の額を変更するものとする。

- 一 特記仕様書に定める条件を満たさないとき。
  - 二 前号のほか、この契約において別に委託料の額の調整にかかる条件を定めたとき。
- 2 前項に定める委託料の額の変更の方法、その他については特記仕様書に定めるものとする。

## 第6章 危険負担

### (量と質の確保)

第 64 条 原水の量及びその水質の確保は、甲が自己の責任において実施しなければならない。

| 20

### (所有権)

第 65 条 乙は、本施設の所有権は、甲に帰属することを確認する。

### (保険)

第 66 条 乙は、委託期間中、自己の費用により第三者賠償保険（賠償金 1 事故あたり 3 億円以上）、火災保険、労働者災害保険、その他必要な保険を付保するものとする。

二 乙は、一号で加入する第三者賠償保険の保険証券等の写しを、契約締結後速やかに甲へ提出すること。

### (一般的損害)

第 67 条 委託業務の実施に関し、故意又は過失によって生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰する事由により生じたものについては、甲が負担する。

### (第三者に及ぼした損害)

第 68 条 委託業務の実施に関し、第三者に及ぼした損害（第 3 項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額のうち、甲の指示その他甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示その他甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動等の理由により第三者に及ぼした損害について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、甲がその賠償額を負担しなければならない。ただし、委託業務の実施に関し、乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。

4 前 3 項の場合その他業務を行うにあたり、第三者との間に紛争を生じた場合においては甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

### (遅延損害金)

第 69 条 甲が、この契約に基づいて履行すべき委託料その他の金銭の支払を遅延した場合、甲は乙に対して、当該支払うべき金額につき遅延日数に応じて年 2.7% の割合で計算した額を遅延損害金として支払うものとする。

2 乙が、この契約に基づいて履行すべき賠償金、損害金その他の金銭の支払を遅

延した場合、乙は甲に対して、当該支払うべき金額につき遅延日数に応じて年2.7%の割合で計算した額を遅延損害金として支払うものとする。

(不正行為に対する違約金)

第 70 条 乙の役員又は使用人が、この契約に関して刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 の罪を犯したこと、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条の規定に違反する行為を行ったこと、又は同法第 8 条の 3 において準用する同法第 7 条の 2 の規定による課徴金の納付命令を受けるような行為を行ったことが明らかになったときは、乙は甲に対して、当該不正行為を行ったことにより甲に生じた損害の賠償として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を支払わなければならない。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する額を超える場合において、甲が当該超える額の支払いを乙に請求することを妨げるものではない。

(法令変更に伴う通知の付与)

第 71 条 この契約締結日以後に法令が変更されたことにより、本仕様書、特記仕様書及び業務計画書で提示された条件に従って委託業務を実施することができなくなったとき又は、著しく困難になったときは、乙はその内容の詳細を記載した書面を以って、直ちにこれを甲に対して通知するものとする。

2 甲及び乙は、前項の通知がなされた以降において、この契約に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなった場合、履行期日における当該自己義務が適用法令に違反する限りにおいて、その履行義務を免れるものとする。ただし、甲又は乙は、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

(法令変更に伴う協議及び追加費用の負担)

第 72 条 甲が乙から前条第 1 項の通知を受領した場合、甲及び乙は、当該法令変更に対応するため、速やかに本仕様書及び業務計画書の変更並びに追加費用の負担等について、協議しなければならない。

2 前項の協議にかかるわらず、変更された法令の公布日から 120 日以内に本仕様書及び業務計画書の変更並びに追加費用の負担等について合意が成立しないときは、甲が法令変更に対する対応方法を乙に対して通知し、乙はこれに従い委託業務の実施を継続するものとする。この場合の追加費用は甲が負担する

(不可抗力に伴う通知の付与)

第 73 条 不可抗力により契約書、本仕様書、特記仕様書、業務計画書で提示された条件に従って委託業務を実施することができなくなったとき、又は著しく困難になったとき（第 43 条第 2 項の規定に該当する場合を除く。）は、乙はその内容の詳細を記載した書面を以って、直ちに甲に通知しなければならない。

2 甲及び乙は、前項の通知がなされたとき以降において、この契約に基づく自己

の義務が不可抗力により履行不能となった場合、履行期日における当該義務の履行義務を免れるものとする。ただし、甲及び乙は不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にとどめるよう努力しなければならない。

| 22 (不可抗力に伴う協議の追加費用の負担)

第 74 条 甲が乙から前条第 1 項の通知を受領した場合、甲及び乙は、当該不可抗力に対応するため、速やかに本仕様書及び業務計画書の変更並びに追加費用の負担等について、協議しなければならない。

2 前項の協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から 60 日以内に本仕様書及び業務計画書の変更並びに追加費用の負担等について合意が成立しないときは、甲が不可抗力に対する対応方法を乙に対して通知し、乙はこれに従い委託業務の実施を継続するものとする。この場合の追加費用は甲が負担する。

(不可抗力による委託料の支払い)

第 75 条 不可抗力により、委託業務の一部若しくは全部が実施できなくなった場合又は不可抗力により本件施設に重大な損害が生じた場合は、乙は当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、最大限の努力を行うものとする。

2 甲は、乙が前項に規定する最大限の努力を行うことを条件として、乙が不可抗力により原水の処理の一部又は全部を行わない場合でも、乙に対して第 59 条に規定する委託料の支払を継続するものとする。

(契約の解除)

第 76 条 この契約の締結における不可抗力により、甲が本業務の継続が困難と判断した場合又はこの契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合は、甲は乙と協議の上、この契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約を解除する場合は、甲は乙に対して委託期間の終了日までの委託料のうち未払いの委託料について、甲及び乙の協議に基づき一定の減額を行った上で支払うものとする。この場合における委託料の支払の手続きは、第 60 条の規定を準用する。

## 第7章 契約の終了に関する条項

### (乙の債務不履行等による契約の解除)

第77条 甲は、次の各号の一つに該当する場合には乙に対して書面により通知した上で、この契約を解除することができる。

- 一 乙の責めに帰すべき事由により、委託開始予定日から30日が経過しても委託業務の履行を開始できないとき又は、その見込みがないと明らかに認められるとき。
- 二 甲が乙に対して、第56条第1項の規定に基づき、委託料の支払い停止措置を講じた後60日を経過しても、当該支払停止の理由となったサービス水準の未達が是正されないとき。
- 三 乙の責めに帰する事由により、この契約の履行が不能となったとき。
- 四 前号までに規定するもののほか、乙がこの契約に違反しその違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 五 乙が破産、会社更生、民事再生、会社整理若しくは特別精算のいずれかの手続について、取締役会でその申立等を決議したとき又は、第三者によってその申立がなされたとき。
- 六 乙が、自らの運営を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。
- 七 乙が、この契約に基づく義務に著しく違反したとき。

### (甲の債務不履行等による契約の解除)

第78条 乙は、次の各号の一つに該当する場合には、甲に対して書面により通知した上で、この契約を解除することができる。

- 一 甲がこの契約に基づいて履行すべき委託料の支払いについて、第60条第2項に定める支払期限を経過してから60日を経過しても委託料の支払を行わなかったとき。
  - 二 甲が、この契約に基づく重要な義務に違反し、かつそのことを乙が甲に対して通知した後、30日を経過しても当該違反を是正しないとき。
  - 三 甲の責めに帰する事由により、この契約の履行が不能となったとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が終了する場合は、甲は乙に対して委託期間の終了日までの委託料のうち未払いの委託料について、甲は乙の協議に基づき一定の減額を行った上で支払うものとする。この場合における委託料の支払手続きは、第60条の規定を準用する。

### (契約完了終了時の施設の確認)

第79条 契約が終了するときは、甲及び乙の双方が立会いの上、既存施設等について第27条第1項に基づき確認した既存施設等の内容との相違がないことを確認する。

- 2 前項の確認の結果、既存施設等の内容との相違があるときは、乙の責めに帰する機能不全については、自己の責任と費用により必要な補修・取替え又はこれに代わる金銭の支払いなどの必要な措置とらなければならない。ただし、その相違が通常の使用による損耗の場合及び甲の特段の指示に基づくものである場合は、この限りではない。

(契約終了に伴う措置)

第 80 条 乙は、契約期間の終了又は第 77 条又は第 78 条により契約が解除されたときは、甲の指定するものに本件施設の運転管理及び維持管理に関する研修・指導等（以下「乙による研修等」という。）を行うものとする。この場合の費用は、本仕様書及びこの契約の他条項に特別の定めがある場合を除き、甲が負担する。

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する乙による研修等を行わないことができる。
- 一 甲が指定するものが、乙であるとき。
  - 二 甲が指定するものが、乙による研修等の必要がない明らかなる事由を記載した書面を甲に提出し、甲がこれを承諾したとき。
  - 三 前2号の他、甲が乙による研修等が必要ないと認めたとき。
- 3 乙が正当な理由なく第1項の規定に違反したときは、甲は乙に対して乙の違反により甲に生じた損害の賠償として、乙による研修等に係る費用の総額の10分の4に相当する額を支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項規定する額を超える場合において、甲が当該超える額の支払を請求することを妨げるものではない。
- 5 第1項に規定する乙による研修等の実施期間及び内容、費用については、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

(所有権の移転)

第 81 条 本仕様書、特記仕様書及びこの契約の他条項において、乙の所有権を甲に移転する定めがあるものについては、契約期間の終了において、乙の所有権は甲に委譲される。

- 2 前項の規定により、第 76 条又は第 77 条により契約が解除されたとき、第 39 条但し書きにおいて、乙が設置した設備の譲渡を甲が要求した場合においては、甲は乙に対して清算金を支払うものとする。

## 第8章 補足条項

### (解釈)

第82条 甲が基本仕様書及び要求水準書の規定に基づき書類の受領、通知、立会い、承諾を行い、又は説明若しくは報告を求めたことを以って、甲が乙の責任において行うべき委託業務の一部又は全部について責任を負担するものと解釈してはならない。

### (契約の変更)

第83条 この契約は、甲と乙の両者が書面により合意した場合にのみ契約内容に変更が行えるものとする。

### (公租公課の負担)

第84条 この契約及びこの契約に基づく一切の業務の実施に関連して生じる公租公課は、すべて乙の負担とする。甲は、委託料及びこれに対する消費税額を支払うほか、この契約に関連するすべての公租公課について、別途負担しないものとする。

### (管轄裁判所)

第85条 この契約に関する紛争は、広島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とともに甲及び乙は、同裁判所の専属的管轄に服することに同意する。

### (特記仕様書)

第86条 この契約、本仕様書に関し附する条項については、特記仕様書に定める。

### (契約に定めのない事項及び解釈の疑義)

第87条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約の解釈に関して疑義を生じたときは、その都度甲及び乙が誠実に協議のうえ、これを定めるものとする。

## 別紙1 甲乙の責任負担

### 1. 基本負担

この契約において、甲乙が負うべき基本的な責任負担は、原則として以下が適用される。

| 26

責任の種類	内 容	負担区分	
		甲	乙
水質管理責任	取水、浄水施設等		○
	上記以外の施設（配水管等）	○	
廃棄物処理法上の責任	乙が事業者として排出する廃棄物の運搬・処分に関するもの		○
	上記以外に搬出する廃棄物の運搬・処分に関するもの	○	
水質汚濁防止法上の責任	乙が事業者として公共水域に排水する場合		○
	上記以外のもの	○	
その他法令上の責任	乙の業務履行上で直接関係する法令の遵守責任（労務安全衛生法、消防法等）		○
	上記以外のもの	○	
法令等変更に関する責任	この契約に直接関係する法令等の変更		○
	上記以外の法令変更	○	
税制度変更責任	乙に影響を及ぼす税制度変更（法人税等）		○
	広く全般に影響を及ぼす税制度の変更（消費税等）	○	
許認可遅延の責任	乙が取得する許認可の遅延に関するもの		○
	上記以外の遅延に関するもの	○	
第三者賠償の責任	この契約の履行に直接関係する乙の責めによるもの		○
	上記以外のもの	○	
住民対応責任	下記以外のもの（水道事業の実施における住民反対運動、住人訴訟等）	○	
	乙のこの契約の履行に直接関係するもの（施設見学等）	○	△
事故の発生責任	乙の責めによる労災事故、設備の損壊事故等		○
	上記以外のもの	○	
環境保全責任	乙が事業者であるときの公共用水域の汚染等		○
	上記以外のもの	○	
契約の解除・変更責任	甲の責めによるもの（安全対策違反、支払滞納等）	○	
	乙の責めによるもの（法令違反、破綻、放棄等）		○
物価変動責任	契約締結後のインフレ、デフレ	○	△
不可効力責任	地震、洪水等の天災による契約の中止、変更、解除	○	

○：主分担 △：従分担

## 2. 性能・機能に関する負担

この契約において、甲乙が負うべき性能・機能に関する責任負担は、原則として以下が適用される。

### (1) 安芸高田市水道事業水道施設

| 27

責任の種類	内 容	負担区分	
		甲	乙
要求性能の確保	取水・受水の量及び水質の確保	○	
	浄水水質の確保		○
	配水圧力の確保		○
	給水圧力の確保	△	○
性能・機能の確保	取水施設整備の性能・機能の確保	○	△
	導水施設整備の性能・機能の確保	○	△
	浄水施設整備の性能・機能の確保	○	△
	配水施設整備の性能・機能の確保	○	△
施設整備の実施責任	取水施設、導水施設、浄水施設、配水施設（配水管網含む）の整備（資本的支出に係る整備）	○	
補修・整備の実施	補修計画及び補修・整備等の実施	○	△
施設修繕費の増大	乙の責めに起因するとき		○
	上記以外のもの	○	

○：主分担 △：従分担

### 3. 水道法及び運用に関する責任負担

この契約において、甲乙が負うべき水道法上の責任負担は、原則として以下が適用される。

対象項目	負担区分	
	甲	乙
水道技術管理者の設置（委託範囲以外の水道施設）	○	
水道施設に関する受託水道業務技術管理者の設置（委託範囲）		○
水源（原水量）の確保	○	
水源（原水）の水質確保	○	
水源（原水）の法的水質検査の実施と結果の保存 (水道法第19条第2項第四号)	○	△
原水水質異常時の原因特定等に関する調査及び措置	○	△
原水異常時における取水停止の判断	△	○
原水への凝集剤注入量の決定		○
浄水への消毒剤注入量の決定（水道法第19条第2項第六号）		○
浄水及び管末の残留塩素濃度の確保（水道法第19条第2項第六号）		○
送水圧力の確保（安定供給の確保）		○
送水停止の判断	水質異常以外の判断	○
	上記以外の判断	○
給水の緊急停止の決定（水道法第19条第2項第八号）	○	
給水の緊急停止以後の給水再開の決定	○	
給水計画策定	○	
給水計画に基づく給水の実行		○
給水停止命令に関する給水停止の実施（水道法第19条第2項第九号）	○	
給水義務（水道法第15条）	○	
浄水の法定水質検査の実施と記録の保存（水道法第19条第2項第四号）	○	△
原水、浄水の臨時水質検査の実施と記録の保存（水道法第19条第2項第4号）	○	△
原水、浄水に関する法定水質検査項目の決定	○	
浄水場以外の運転に係る水質検査及び検査項目の決定	○	
浄水場の運転管理上の水質検査及び検査項目の決定		○
給水装置の検査の実施（水道法第19条第2項第三号）	○	
施設基準検査の実施 (水道法第19条第2項第一号)	浄水場	○
	上記以外の施設	○
水道施設の給水開始前検査の実施（水道法第19条第2項第二号）	○	
浄水場、配水池の施設基準検査結果の判断	○	
送水管、配水管の施設基準検査の実施（水道法第19条第2項第一号）	○	
非常事態に対する判断及び措置（緊急事態対応計画にて詳細記載）	○	○
非常事態に対する対応の実施（緊急事態対応計画にて詳細記載）	○	○

苦情に関する電話対応と結果の保存	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
苦情に関する措置及び是正	<input type="radio"/>	
職員の健康診断実施と結果の保存 (水道法第19条第2項第五号)	甲の職員	<input type="radio"/>
	乙の社員	<input type="radio"/>

○：主分担 △：従分担